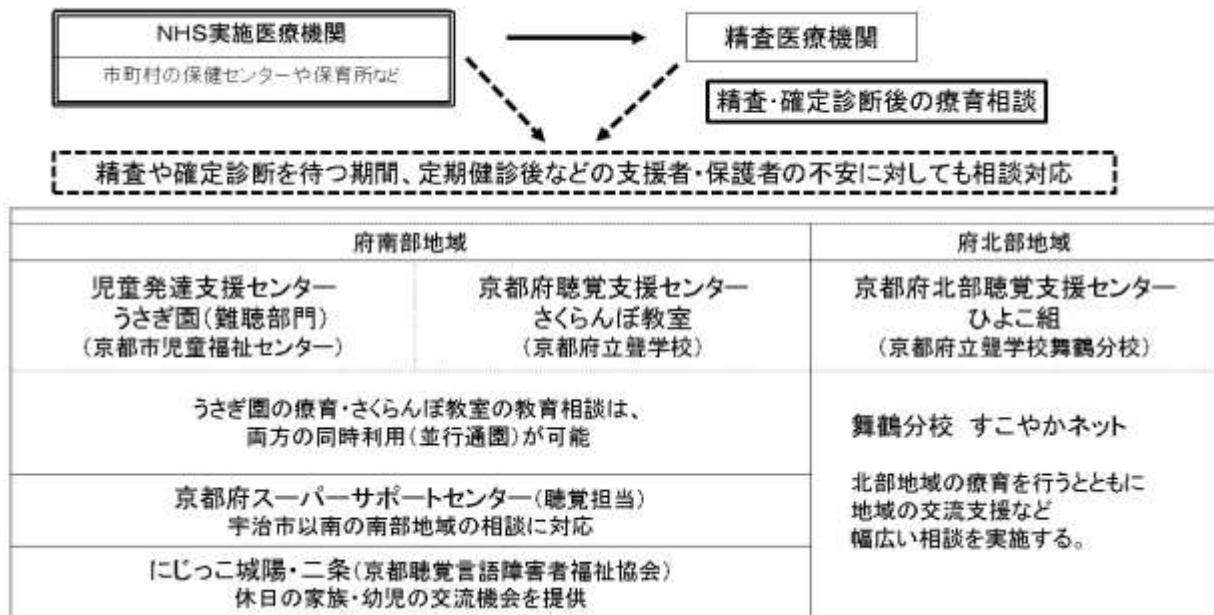


6. 相談支援と療育

(1) 聴覚障害児の療育・教育

図6に示すように、京都市及び京都府南部地域では「児童発達支援センターうさぎ園」(京都市児童福祉センター)・「京都府聴覚支援センター」(府立聾学校)、府北部地域では「京都府北部聴覚支援センター」(府立聾学校舞鶴分校)において、早期発見後の療育につながる相談支援を行っている。上記の相談支援機関は相互に連携協力した重層的な療育体制を有しており、乳幼児からの療育が聾学校幼稚部での就学前教育、さらに小学校以降の就学に切れ目なくつながっている。(P18 図4、上記図5聴覚障害児の療育・教育・支援ネットワーク を参照)

図6 きこえやことばの相談機関(一覧)



NHSの普及による早期発見後、適切な療育・教育に速やかに紹介することが何より重要である。確定診断が難しい状況の乳幼児に対して、「経過観察」で数か月あるいは半年後の再検査等の指示が重なることで、適切な早期対応が実施できない懸念がある。確定診断のプロセス途上で数ヶ月以上の期間を要する場合には、軽中等度難聴や片側難聴の場合や発達遅滞等への対応も含めて、保護者の心理的ケア・乳幼児の聴覚アセスメントを併行して行うために、躊躇なく療育機関や教育機関へ紹介することが望ましい。

療育の基本は、身振り・表情や音声及び手話を「ことば」として理解し、日常のコミュニケーションに活用する活動をとおして、乳幼児の全体的な発達を支援することにある。療育場面では家庭での自然な関わり方の参考となるよう、視覚・触覚などとともに聴覚を最大限に活用したコミュニケーションプロセスを提供しアドバイスを行う。満3歳頃からの聾学校幼稚部での教育相談・指導においては、話しことば(音声言語)の最小単位である「音韻(音素)」を無理なく認識できる工夫により、読み書きの力の基盤をつくり、ことばを介した思考や概念の定着をはかることが重要なねらいとなっている。

(2) 保護者支援

新生児期とその後の数か月は、早期発見に続く早期療育をより効果的なものにするために非常に重要な時期である。保護者の不安に寄り添い、我が子の療育ニーズを正しく受容して、積極的に育児に向き合えるよう、以下の内容を中心とした支援が療育機関及び相談支援機関と教育機関の役割となる。

京都聴覚言語障害者福祉協会の「にじっこ・城陽」、「にじっこ・二条（京都）」においても、聴覚障害幼児・保護者の交流や手話・ベビーサインの学習等の機会を提供するとともに子育て相談も対応している。上記の他、府内各地域に事業所（聴言センター）があり、聴覚障害に対する専門知識を有した言語聴覚士、手話通訳士、相談支援専門員等による子育て相談等の相談支援にも応じる。

* 障害の理解

聴覚障害に関して以下のような情報を提供し、保護者の理解をすすめるとともに、今後の療育について見通しを持った取組ができるようにする。

- ・ 聴覚障害や補聴器、人工内耳、手話に関する理解
- ・ 日常生活上の配慮
- ・ 聴覚障害療育・教育に関する理解
- ・ 保護者の相互交流
- ・ 福祉助成制度に関する理解
- ・ 将来の見通し
- ・ こどもの発達に関する理解

* 子育て支援

聴覚障害児を養育するには、子育ての全般に関わる支援が必要であり、特に下記の組織機関の担当者との連携が必要となる。

- ・ 保健師との連携（市町村行政機関の子育て支援担当）
- ・ 保育士との連携（乳幼児期から利用している園担当）
- ・ 療育機関及び教育機関との連携

(3) コミュニケーションの方法

聴覚障害児の療育にあたっては多様なコミュニケーション方法を理解・活用することが重要である。高度、重度難聴であっても早期からの補聴器・人工内耳装用により音声聴取理解が可能となり、聴覚活用の範囲は著しく拡大されている。しかしその効果には個人差もあり、視覚を活用したコミュニケーションが重要となる。具体的な方法としては音声聴取とともに口の動きを見る「読話」や子音を手であらわす「キューサイン」、「文字」による伝達や筆談、「指文字」、「手話」などがある。聴覚障害児のコミュニケーション方法について、幅広く情報を保護者に提供して継続した支援をすることが必要である。